

2月16日(金)～3月15日(木)

税の申告

所得税 市・県民税

所得税の確定申告と市・県民税の申告時期になりました。申告期間は2月16日から3月15日までです。市役所税務課では申告期間中、各地区で相談所を開き、申告の相談を受けます。期限近くになるとたいへん込み合います。できるだけ自分の地区の相談日に申告を済ませてください。申告書には前もって住所、氏名、生年月日、扶養親族などを記入しておきましょう。

所得税と市・県民税の相談会場

(時間はいずれも午前9時30分～午後4時)

月日	市・県民税、農業所得	農業特殊 料営農家	営産業所得	譲渡所得 贈与税
2/16金	新飯田 地域生活センター			市役所4階 大会議室
17土				
18日				
19月	茨曾根 地域生活センター			市役所4階 大会議室
20火	"			"
21水	庄瀬 地域生活センター		市役所4階 大会議室	税理士無料 納税相談日
22木	"		"	"
23金	小林 地域生活センター			
24土				
25日				
26月	白井 地域生活センター			
27火	"			
28水	大郷 地域生活センター		市役所4階 大会議室	
3/1木	根岸 地域生活センター			
2金	"			
3土				
4日				
5月	鷺巻 地域生活センター			
6火	"	鷺巻 地域生活センター	市役所4階 大会議室	市役所4階 大会議室
7水	市役所4階大会議室			
8木	"			
9金	"			
10土				
11日				
12月	市役所4階大会議室			
13火	"			
14水	"			
15木	"			

※ 譲渡所得申告者で、農業あるいは営産業所得がある人は、譲渡所得申告後、さらに譲渡所得用の申告書で、農業・営産業などの申告が必要です。

当日必要なもの

- ① 申告用紙
- ② 印鑑
- ③ 源泉徴収票か給与支払報告書
- ④ 国民健康保険税、国民年金の納入額のお知らせ、農業者年金保険料の領収書
- ⑤ 生命保険料などの証明書
- ⑥ 医療費・雑損控除を受ける人は医療費の領収書、または被害の証明書
- ⑦ 小規模企業共済等掛金控除、損害保険料控除、配偶者特別控除などを受ける人は、その支払証明書または確認できるもの
- ⑧ 身障者は、身体障害者手帳

所得税

昨年1年間の所得と税額を正しく計算し、早めに申告と納税をしましょう。
確定申告をしなければならぬのに、期限までに申告をしなかったり、間違った申告をしたりと、後で不足の税金だけではなく、加算税や延滞税も納めなければならぬようになります。

確定申告の 必要な人

- 自営業などの人の場合
商業、工業、農業などの事業所得や、地代・家賃などの不動産所得、年金などの雑所得がある人で、平成元年中の所得の合計額が所得控除の合計額より多い人。
- 所得控除は「基礎控除35万円、配偶者控除35万円、扶養控除(一人につき)35万円、社会保険料控除、生命保険料控除」等を行います。
- 譲渡所得がある場合
昨年中に土地や建物を売った人。
- サラリーマンの場合
サラリーマン(給与所得者)は、普通、勤務先で年末調整を行って税金の精算をするので、確定申告をする必要はありません。

確定申告をすれば 税金が戻る人

- 病気やけがで医療費をたくさん支払ったとき
病気やけがをして医療費をたくさん支払ったときは、支払った医療費から、10万円か所得の5%の金額の、どちらか少ないほうの額を差し引いた金額が、医療費控除(最高200万円)として所得から控除できます。この場合の医療費は、保険などで補てんされた金額を除きます。

市・県民税

平成元年分の医療費控除の対象となる医療費は、元年中に実際に支払ったものに限り、
□ 対象となる医療費
● 医師や歯科医師による診療・治療費 ● 治療、療養のための医薬品の購入費 ● あんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師などによる施術 ● 入院費用 ● 松葉づえ、義歯などの購入費用 ● 6か月以上寝たきり状態の人が使用するおむつで医師が発行した「おむつ使用証明書」をもらった日以後のおむつ代など
● 災害や、盗難に遭ったとき
災害や、家財などに被害を受けたときは、雑損控除として所得から差し引くことができます。
● 公的年金等の受給者で源泉徴収されたとき
社会保険料控除や生命保険料控除などを受けようとする人が対象になります。
● 住宅を取得して自分で居住したとき
家屋の新築や購入、増改築で金融機関などの住宅ローンを利用し、一定の要件を満たすときは、住宅取得特別控除の対象となります。

- 申告の必要な人
今年の1月1日現在、白根市に住み、平成元年分の「所得税の確定申告をしない人」で、次のどれか一つに当てはまる人
① 農業、商業、工業、サービス業などの事業所得があった人
② 給与以外に地代、家賃、配当、譲渡などの所得があった人
③ 2か所以上から給与(年金、恩給を含む)を受け取った人
④ 所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝い、内職者、日雇い者など
⑤ 市に給与支払報告書を提出していない事業所から給与を受けた人
⑥ 公的年金等受給者で、社会保険料控除や生命保険料控除を受けようとする人
⑦ 平成元年に中途退職した人
⑧ 申告をしなくてもよい人
① 所得税の確定申告をした人
② 給与所得のみで、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されており、他の所得がない人

問い合わせ

新潟税務署 ☎293・2151
市役所税務課市民税係 ☎373・2111(内)241